

第6章 計画の推進のために

1. 相談援助機能の充実

ひとり親家庭になると、生活が一変するため、これまで想像もしなかった事が現実の問題として、次々に目の前に現れてきます。自分で解決できるものはよいのですが、就職や子育てのこと、養育費のことなど、自分の思い通りにならないものの方が圧倒的に多いのが実情です。また、その解決には時間と労力を要するものも少なくありません。

【第2次計画】は、こうしたひとり親家庭が抱える課題の解決を目指すものですが、計画ができたからといって、問題がすぐに解決するものでもありません。それは、就業の問題にしても、養育費の問題にしても、一人ひとりの意識に関係するものですし、行政の取組に加え、企業や学校、地域の協力が必要とされるからです。

計画の推進に当たっては、ひとり親家庭の皆さんが孤立することのないよう、不安や悩みを気軽に相談でき、コミュニケーションを図ることができる場として、市町村をはじめ社会福祉協議会、母子自立支援員、民生委員・児童委員、地域の母子寡婦福祉会等を相談援助機関に位置付けるとともに、機関相互が連携して相談・支援を行うなど相談援助機能の充実を図ります。

2. 情報提供の充実

施策や制度の周知が不十分との【第1次計画】の反省を踏まえ、計画の推進に当たっては、情報提供の充実を図ります。県や市町村の広報誌、ホームページ等を活用するとともに、前述の相談援助機関と連携して、子育て・生活支援や就業支援など制度の周知を図ります。

3. 国、県、市町村の連携

【第2次計画】に基づき、ひとり親家庭等に対する施策を総合的かつ計画的に推進していくためには、国・県・市町村がそれぞれの役割を担い、互いに連携することが必要です。計画の推進に当たっては、国・県・市町村の役割を明らかにし、相互の理解と連携を深めながら、効果的な施策の推進に努めます。

《国の役割》

ひとり親家庭等に対する施策や制度の企画・立案を行い、また情報提供等を通して都道府県や市町村の支援を行います。また、大分労働局や公共職業安定所（ハローワーク）は就業機会創出、雇用安定のための各種事業を行います。

《県の役割》

広域的な観点から行う母子福祉センター、母子家庭等就業・自立支援センター事業を通じて、市町村による就業支援事業等が円滑に進められるよう、情報提供や助言を行います。

《市町村の役割》

住民に最も身近な存在であることから、常に相談窓口を開き、要支援者の発見に努め、児童扶養手当の支給、子育て・生活支援、就業支援などの自立支援策を一体的に行います。

4. 関係団体、組織等との連携

ひとり親家庭等が直面する様々な課題に対して、迅速な解決を図るためには、周囲の人々の協力が不可欠となります。例えば、子育て支援では保育所や学校が、就業支援ではハローワークや企業、キャリアカウンセラーが、養育費確保では弁護士や裁判所が親子を支える大きな力となっています。

身近な存在としては、地域の社会福祉協議会、民生委員・児童委員、母子寡婦福祉団体も忘れることはできません。また、最近はある分野で活躍するNPO(非営利で社会貢献や慈善事業を行う)団体や組織等が数多く誕生しています。計画の推進に当たっては、これらの機関・団体・事業所と連携を深め、効果的な施策の実施ときめ細やかな福祉サービスの展開に努めます。